

学校における働き方改革プラン

すすめよう
30・10運動!

千葉市教育委員会

平成31年1月

目 次

1	プラン策定の趣旨	1
2	勤務の現状等	2
	(1) 本市の実態（平成29年度在校時間調査結果）	
3	プランの目標	5
	(1) プランの目標	
	(2) 数値目標の設定	
	(3) 目標達成に向けての合言葉	
4	取組の基本方針と具体的な取組	6
	(1) 取組の基本方針	
	(2) 具体的な取組	
	基本方針1に関する取組	
	基本方針2に関する取組	
	基本方針3に関する取組	
5	取組みの推進体制	12
	(1) 「チーム学校」推進委員会	
	(2) 各学校での取組	
	(3) 取組推進の進行管理	
参考1	中学校の目標設定	13
参考2	学校における取組事例	14
参考3	「チーム学校」推進委員会設置要領	15

1 プラン策定の趣旨

平成29年8月29日に中央教育審議会初等中等教育分科会「学校における働き方改革特別部会」が示した「学校における働き方改革に係る緊急提言」※1では、「学校における働き方改革」の必要性が打ち出されました。同年12月22日には、中央教育審議会が「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」を公表し、「教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実」や「勤務時間の適正化や業務改善・効率化への支援」等、働き方改革の具体的な方策を示しました。これを受け、文部科学省は、同年12月26日に、「学校における働き方改革に関する緊急対策」を公表し、具体的な対策を示しました。「業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策」、「それぞれの業務を適正化するための取組」、「勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置」等が示されたことで、文部科学省、教育委員会、学校のそれぞれが取り組むべき具体的な内容が明らかとなりました。

本市では、平成23年度に「学校現場の勤務負担軽減検討会」を立ち上げ、学校現場の勤務負担軽減のあり方について協議し、各学校では会議や行事の削減、事務の効率化、教育委員会では提出文書の削減や簡略化、各種非常勤職員や支援員の配置、学校徴収金の公会計化などの取組みを進めてきました。これらの取組みにより「勤務による負担感が大いに減少した、または、多少なりとも減少した」と感じる教員の割合はおおむね70%となり、勤務負担軽減には一定程度の効果を発揮することができました。一方で、本市で行っている在校時間調査では、23年度以降も勤務時間を除く在校時間が微増となっており、これまでの勤務負担軽減策が在校時間の削減には結びついていないと一言い難く、抜本的な働き方の改革が必要な状況にあるといえます。

そこで、平成29年10月には「チーム学校」推進委員会を立ち上げ、教員の働き方改革に向けた教育委員会としての方針や具体的方策を盛り込んだ「学校における働き方改革プラン」を策定し、限られた時間の中で、教員が日々の生活の質や教職人生を豊かにし、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができる状況を作り出すこととしました。

このプランに掲げる目標が各学校において現実のものとなることで、本市教員一人ひとりが心身の健康保持を実現し、充実した教育活動を行うことができるようになり、本市教育の質が向上していくと考えています。

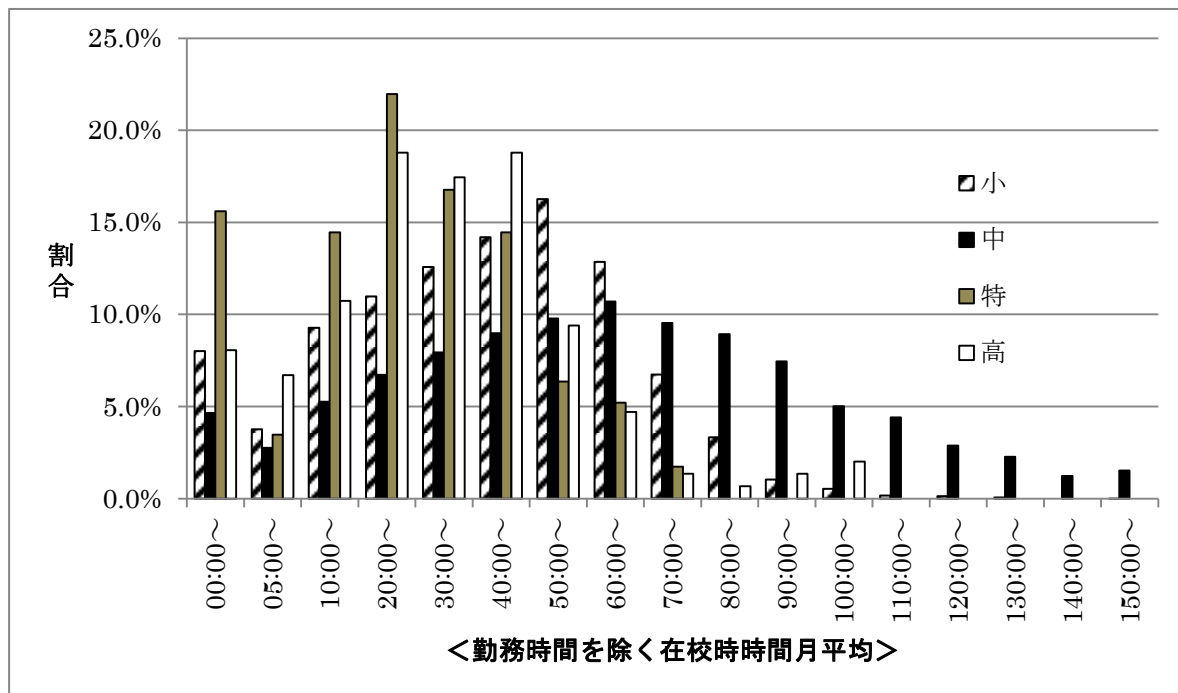
※1 「学校における働き方改革に係る緊急提言」

教員が授業や授業準備等に集中し、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境を構築することが必要である。しかしながら、教員勤務実態調査から、教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況であり、授業改善をはじめとする教育の質の確保・向上や社会での活動を通じた自己研鑽の充実の観点からも、学校教育の根幹を揺らぎつつある現実を重く受け止めるべきであり、『学校における働き方改革』を早急に進めていく必要がある。

2 勤務の現状等

日本の学校・教員は、諸外国よりも広範な役割を担っています。これは、教育課題が複雑化・困難化していることに合わせ、教員の子どもたちのためという使命感と責任感により、業務範囲が拡大してきたためと考えられます。また、学校現場は時間管理の概念が希薄であり、勤務時間を超えて仕事を行うことが習慣化していることも、在校時間が増加する要因となっています。

(1) 本市の実態（平成29年度在校時間調査結果より）



① 教諭の勤務時間を除く在校時間（月平均）の分布状況

グラフから、小学校は勤務時間を除く在校時間は50時間台が多く、中学校は60時間台、特別支援学校は20時間台、高校は40時間台が多くなっていることがわかります。また、中学校、高校はばらつきが大きくなっていて、在校時間が長くなる傾向があります。特に、中学校で、いわゆる「過労死ライン」と言われる月80時間超の時間外勤務をしている教員が多くなっていることは問題です。その大きな要因となっているのは部活動で、すぐにでも対策が必要な状況です。

(トピックス) 勤務時間を除く在校時間が200時間超え!?

中学校・高校では勤務時間を除く在校時間が200時間を超える教員も見受けられます。仮に、1か月のうち、土日の8日間すべてで8時間部活を行っていたとして、残りが平日の時間外勤務であったと仮定すると、平日は1日当たり約7時間の時間外勤務をしていたこととなります。平日に部活の朝練（時間外勤務）を1時間行い、通常の勤務を16時30分まで行ったとしても、まだ残り6時間の時間外勤務をする計算になるので、毎日22時30分まで勤務することとなります。それから帰宅し、また翌日は朝練のために早起きをするという生活が続きます。いつ健康被害が起きてもおかしくない状態です。

② 教員（主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭）の勤務時間を除く在校時間の月平均

29年度 全校種の平均49時間

<校種別>

	小	中	特	高
29年度	42時間	64時間	27時間	56時間

③ 勤務時間を除く在校時間が月平均45時間を超える教員の割合

29年度 全校種の割合59%

<校種別>

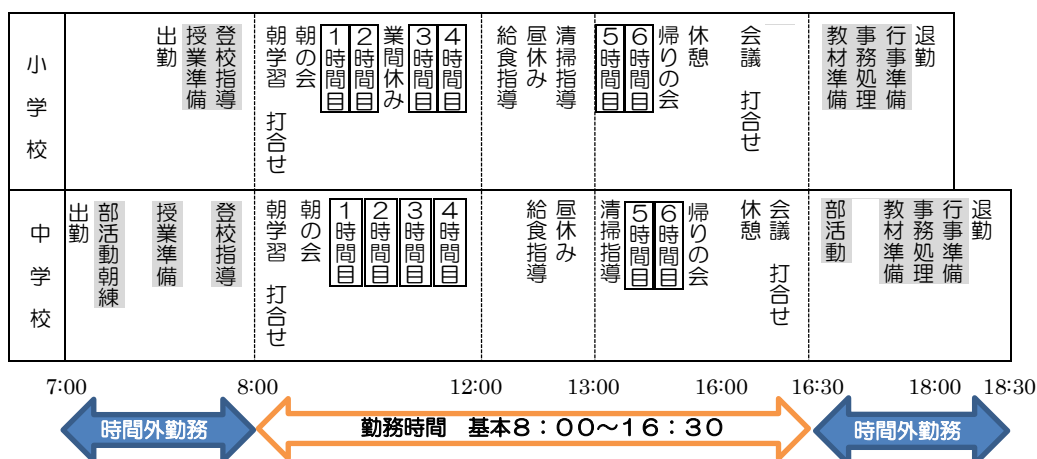
	小	中	特	高
29年度	55.3%	72.5%	17.6%	27.9%

平成28年度の文部科学省教員実態調査の結果と同様、本市の教員の長時間勤務の主要因は授業準備・生徒指導・事務処理・行事準備等となっています。中学校・高校では、これに部活動指導が加わります。帰りの会が終わり子どもたちが下校するのはおよそ16時です。それから教材準備を始めても30分で終業時間となってしまいます。部活動を行っている場合は、部活終了が18時として、そこから教材準備が始まりますので、本来業務である授業のための時間はすべて勤務時間外となってしまう現実があります。

(トピックス) 千葉市の教員の平均的勤務のイメージ

千葉市の教員の勤務時間を除く在校時間の平均から、千葉市の小学校、中学校の教員の平均的な勤務の状況を図にしました。

(勤務時間を除く在校時間の平均、平日小学校約2時間、中学校約3時間)



(トピックス) 教員の残業代はいくらなの？

教員の時間外勤務手当は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年)」において、「教員の職務は勤務時間の長短によって機械的に評価することは必ずしも適当でない」として、時間外勤務の有無や総量に関わらず給料の4%の「教職調整額」を支給するよう定められています。また、それを支給する代わりに、「時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」と規定しています。教職調整額の4%は昭和46年当時の教員の時間外勤務の月平均が8時間という実態を参考に決められたものです。

④ 勤務時間を除く在校時間（月平均）の推移

＜小学校＞

（時間）

年 度	校 長	副校長 教 頭	教諭全体	内 訳			
				主幹教諭	教 諭	養護教諭	栄養教諭
平成23年度	19	51	40	60	41	27	25
平成24年度	20	55	43	52	44	30	39
平成25年度	22	56	44	71	45	31	47
平成26年度	23	60	46	43	47	34	28
平成27年度	26	61	48	42	49	32	30
平成28年度	26	61	48	55	47	31	28
平成29年度	29	62	42	56	42	28	30

＜中学校＞

（時間）

年 度	校 長	副校長 教 頭	教諭全体	内 訳			
				主幹教諭	教 諭	養護教諭	栄養教諭
平成23年度	33	60	60	94	61	32	
平成24年度	29	62	64	84	65	33	
平成25年度	29	65	63	73	65	36	
平成26年度	35	71	64	65	65	35	40
平成27年度	37	72	62	67	64	35	43
平成28年度	36	73	62	55	69	35	30
平成29年度	37	78	64	71	71	35	7

在校時間調査を始めた平成23年度から29年度の推移をみると、教諭全体としては微増しています。これは、比較的遅くまで残る傾向のある若手教員が増えたことが影響しているという見方もできますが、副校長・教頭の在校時間が増えてきていることから推察すると、業務量の増加が要因と考えられます。この間、学習指導要領の改定に伴う新たな教育への対応の他、学校安全対策、アレルギー対策、いじめ防止法への対応等として、学校ごとの計画策定や校内委員会の設置等が求められるなど、業務量が増える要因は様々ありました。さらに、特別な配慮を要する児童生徒や日本語指導を必要とする児童生徒も増加してきており、個別の支援計画の策定や教材の用意など、より一人ひとり個に応じた指導のための業務も増えてきています。保護者対応が増加していることも要因の1つです。

これまでも、各学校では事務の効率化や行事の削減に取り組んできましたが、抜本的な働き方の改革が必要な状況にあると言えます。

（トピックス）負担軽減策、給食費の公会計化

本市では、平成30年4月から「学校給食費の完全公会計化」を実施するとともに、学校の業務改善を図るため「一括徴収制度」の仕組みを導入しました。これにより、給食費の未納・滞納問題の改善が図られ、教員にとっては、徴収や督促の業務が減少したことで、業務的にも心理的にも大幅な負担軽減となっています。保護者にとっても利便性の向上が実現できたと考えています。導入当初は事務処理の変更に伴う負担もありましたが、現在は順調に運用されています。文部科学省が示す業務改善が実現した1つの例といえます。

3 プランの目標

(1) プランの目標

教員一人ひとりの心身の健康保持を実現し、いきいきと教育活動が行えるようにする

学校における働き方改革の実現により、教員一人ひとりが心身ともに健康な状態でいきいきと教育活動を行うことができるようにします。また、これまでの教員の役割を見直し、子どもたちと向き合う時間や授業準備、教材研究の時間を十分に確保することで、よりよい教育が実現できるようにします。

(2) 数値目標の設定（目標達成年度：2021年度）

① 1人当たりの勤務時間を除く在校時間数の月平均を2017（平成29）年度の平均49時間から、**10時間以上削減する**

② 勤務時間を除く在校時間が月平均45時間を超える人数の割合を2017（平成29）年度の59%から、**3割削減する⇒将来的には0へ**

文部科学省が2018年12月に示した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（案）では、上限の目安時間として、「勤務を要する日の在校等時間が、1日の勤務時間を超えた時間の1か月の合計が45時間を超えないようにすること。」となっていることから、この基準をもとに①の数値目標を設定しました。上記①の目標を達成できれば、②の数値目標の達成に近づくことになります。

(3) 目標達成に向けての合言葉

「すすめよう30・10運動！」

学校における働き方改革の実現で、1人1日30分早く帰ることができれば、1か月で約10時間、在校時間を削減することができます。プランの実現に向けた合言葉として浸透させ、意識改革を図ります。

4 取組の基本方針と具体的な取組

(1) 取組の基本方針

本プランでは、本市に勤務する教員の勤務実態の課題を改善し、前項で示した数値目標を達成するための具体的方策を示し、教員の意識改革と業務改善・業務の適正化を進めていきます。そして、これらの取組により教員が健康を保持し、真に子どものために必要な業務に専念し、いきいきと教育活動に取り組むことができるようにしていきます。

以上の実現に向け、次の3つの基本方針に基づいて具体的な取組を進めます。

基本方針1 教員の業務改善と学校業務の適正化

教員が本来業務に専念できる環境を確保するため、学校の業務を見直します。

- ・教員が担う業務の明確化・適正化
- ・パソコン1人1台化による業務の効率化
- ・自動応答電話の設置による閉庁日及び閉庁時間の導入
- ・部活動ガイドラインの策定と適正な運用
- ・外国語教育への支援充実 等

基本方針2 「チーム学校」の体制強化と人員配置の工夫

学校に勤務する職員や支援スタッフ、地域ボランティア等の活用により、教員の業務を支援します。

- ・専門スタッフ等の配置の充実と総合的な最適化
- ・学校間連携事業による教員の事務的業務の軽減
- ・部活動指導員制度の導入
- ・スクールサポートスタッフ配置事業の推進
- ・地域の人材活用による教員の業務支援 等

基本方針3 教員の意識改革と健康保持の実現

教員の意識改革を図り、長時間労働を是正するとともに、教員の健康保持を実現します。

- ・出退勤の管理
- ・意識改革のためのプラン概要やリーフレットによる啓発
- ・教員のメンタルヘルス対策の促進
- ・休暇・休業取得促進 等

(2) 具体的な取組

基本方針1 教員の業務改善と学校業務の適正化

① 教員が担う業務の明確化・適正化※2【重点的な取組】

- ・外部意見等を参考にし、真に教員が担うべき業務の明確化・適正化を図ります。
- ・各学校の実情や将来の展望を見据えた、教員配置の最適化を図ります。

② パソコン1人1台化による業務の効率化【重点的な取組】

- ・2020年1月のCabinetシステム更新にともない、パソコンを教員1人に1台配置します。各種帳簿作成、成績処理等の事務作業の効率化と会議、各種連絡のペーパーレス化等を図ります。
- ・CHAINSや庶務事務システムが同一パソコンで使用可能になることに伴い、調査報告書等の作成・提出の効率化を図ります。

③ 自動応答電話の設置による閉庁日及び閉庁時間の導入【重点的な取組】

- ・閉庁日及び閉庁時間を自動応答設定とし電話対応を行いません。
- ※閉庁日 勤務を要しない週休日、祝日、年末年始、夏季休業中の日直を置
かなくてもよい日
- ※閉庁時間 平日登校時間15分前、平日19時以降
(時間については目安。学校の実態に応じて対応)

④ 部活動ガイドラインの策定と適正な運用【重点的な取組】

- ・文化部活動ガイドラインを策定します。
 - ・運動部活動ガイドラインを適正に運用します。
- ※休養日は週2日以上（平日は週1日以上、休日は土日どちらか）
- ※1日の活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度

※2「教員が担う業務の明確化・適正化」

これまで学校・教員が担ってきた業務については、中央教育審議会において審議され、以下の通り考え方が整理されている。

(1) 基本的には学校以外（地方自治体、教育委員会、保護者、地域ボランティア等）が担うべき業務
例) ①登下校に関する業務、②夜間などにおける見回り、③学校徴収金の徴収・管理 など

(2) 学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要がない業務
例) ①休み時間における対応、②校内清掃、③部活動など

(3) 教員の業務だが、負担軽減が可能な業務
例) ①給食時の対応、②授業準備、③学習評価や成績処理など

業務の担い手を学校・教員以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討することが求められている。

⑤ 外国語教育への支援充実【重点的な取組】

- ・民間委託による外国人講師を派遣します。
※全小学校 5, 6年 年間 35時間、3, 4年 年間 18時間、
中学校 年間 13時間
- ・外国語教育支援員を配置します。
- ・教育センターにおいて、外国語指導の実践例（指導案）を集約し活用を図ることや、外国語活動のデジタル教材の整備及び年間指導計画を作成すること等により、各学校の外国語活動を支援します。

⑥ 各学校における特別支援教育体制の充実

- ・特別支援教育担当者（学級担任、通級担当者、特別支援教育コーディネーター）の研修を充実します。
- ・校内支援体制構築への支援を行います。

⑦ 教育委員会の各種事業の見直し

- ・各種事業をスクラップ&ビルドの視点で見直します。また、各種調査、会議、行事のさらなる精選を行います。

⑧ カウンセリングルームや教育相談室等の整備状況の調査、学校の相談体制の環境整備

- ・主に、小学校の整備状況を調査し、個別相談できる環境の整備を促進します。

⑨ 水泳指導の民間スイミングスクールへの委託化

- ・委託化による、施設老朽化対策、子どもの泳力向上、教員の業務軽減等の効果を検証します。

⑩ 普通教室の空調設備設置による、冬季のストーブ関連業務の削減

- ・普通教室の冬季のストーブ使用を減らし、ストーブや灯油の管理、運搬業務を削減します。

⑪ 保護者向け配付文書、書類の削減

- ・インターネット環境を活用しての情報伝達を検討します。

基本方針2 「チーム学校」の体制強化と人員配置の工夫

① 専門スタッフ等の配置の充実【重点的な取組】

- ・学校へ配置している以下の非常勤講師や支援スタッフについて、各事業の主旨や目的、勤務負担軽減の効果を検証し、支援体制の充実を図ります。

<特別支援教育に関する配置授業>

- ・特別支援教育指導員配置事業
- ・特別支援教育介助員配置事業
常時介助が必要な児童への安全確保
- ・スクールメディカルサポート配置事業
医療的ケアを必要とする児童に対しての看護師派遣
- ・学校訪問相談員派遣事業
- ・LD等通級指導教室の巡回による指導
通級できない子どもに巡回指導を行います 等

<学習指導に関する配置事業>

- ・学校運営充実非常勤講師配置事業
- ・英語教育支援員配置事業
- ・理数教育充実非常勤講師、理科教育サポーター配置事業
- ・音楽教育充実非常勤講師配置事業
音楽専科のいない小規模校に配置
- ・日本語指導通級指導教室設置
- ・外国人児童生徒指導協力員 等

<生徒指導、教育相談に関する配置事業>

- ・スクールカウンセラー活用事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業
- ・学校経営充実のための非常勤講師配置事業
- ・子どもナビゲーター
- ・不登校児童生徒のための適応指導教室事業
- ・不登校児童生徒のための相談事業
家庭訪問相談員、電話相談、来所相談、医療相談、
グループ活動支援員 等

② 専門スタッフ等の配置の総合的な最適化【重点的な取組】

- ・学校へ配置している非常勤講師や支援スタッフ等を、各学校の実情に応じて最適化するシステムを構築します。

③ 学校間連携事業による教員の事務的業務の軽減【重点的な取組】

- ・学校事務職員が行っている学校間連携事業により、学校事務職員が学校運営に関する支援を行い、教員の事務負担軽減を図ります。

④ 部活動指導員制度の導入【重点的な取組】

- ・専門性のない顧問がいる部活に配置します。
※校長が顧問として任命することができ、単独で指導が可能な非常勤嘱託職員（1回2時間週3回35週）

⑤ スクールサポートスタッフ配置事業の推進【重点的な取組】

- ・効果を検証し配置の充実を図ります。
※教員の事務的業務の一部を担う非常勤職員（週29時間 年間42週）

⑥ 地域の人材活用による教員の業務支援

- ・休み時間や給食の時間の見守り等について、地域ボランティアを活用します。
- ・学校支援地域本部推進事業と連携して、地域人材の活用を推進します。
- ・地域担当職員の位置づけを検討します。

⑦ 中学校免許外教科指導の解消

- ・非常勤講師配置の拡充や複数免許所持者の増員、および、複数校兼務発令を進めます。

基本方針3 教員の意識改革と健康保持の実現

① 出退勤の管理（客観的に把握・集計するシステムの導入）【重点的な取組】

- ・教員の在校時間を客観的に把握しデータ集計するシステムを導入し、管理職による指導・助言等を通じて教員の長時間労働是正を図ります。

② 意識改革のためのプラン概要やリーフレットによる啓発【重点的な取組】

- ・働き方改革の意義や取組への理解を広めるため、教員向けにプランの概要版やリーフレットを作成し配付します。

③ 教員のメンタルヘルス対策の促進

- ・在校時間をもとにして産業医による面談を促進します。

④ 休暇・休業の取得促進

- ・年次休暇や男性教員の育児休業取得促進に向け、職場の雰囲気作りなどを管理職に働きかけます。

⑤ 学校行事の準備・運営方法見直しの啓発

- ・各学校で行われている行事等について、準備にかかる時間や練習方法等について、過度の対応とならないように呼びかけます。

⑥ 保護者や地域への啓発

- ・教育だよりや教育委員会のホームページを活用し、保護者・地域に働き方改革の意義を伝えます。

⑦ 働き方改革の取組紹介

- ・各学校の働き方改革の好事例を紹介し、取組の啓発をします。

⑧ 目標申告制度等による個人の目標設定

- ・各個人の勤務時間の削減目標設定を、目標申告制度に取り入れます。

5 取組の推進体制

(1) 「チーム学校」推進委員会

教員の勤務負担軽減の具体策を検討する組織として、平成29年10月教育委員会内に「チーム学校」推進委員会を設立しました。(設置要領・・・P14) また、「チーム学校」推進委員会の下部組織として、「部活動」「特別支援教育」「学習指導」「生徒指導」「環境整備」の5つのワーキンググループ(以下WG)を設置し、これまで、素案の作成や具体策の検討、各種事業の組織横断的な調整を行ってきました。今後は、「チーム学校」推進委員会とWGを中心に、プランの推進と効果の検証を図っていきます。

(2) 各学校での取組

- ① プランの取組をもとにした各学校での具体的な取組や、学校・地域の実態に応じた独自の取組を検討し実践します。
- ② 上記取組内容をプラン概要版に記載し、全職員の理解と意識改革を図ります。

(3) 取組推進の進行管理

<推進委員会の年度スケジュール>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
推進委員会			前年度在校時間集計等報告 目標申告面接報告(事業効果)				次年度方針決定 文科省への定数要望提出					各課取組み方針策定 予算の確定
WG	前年度実績の取りまとめ		↑ 学校の状況把握		次年度目標内容の検討		↑ 大まかな方針決定		次年度目標内容の設定			定数報告及び専門スタッフの調整

- ① 年3回の「チーム学校」推進委員会で各WGの取組状況を確認し、助言や支援を行います。また、在校時間調査の結果や各WGによる事業の検証結果をもとに、それぞれの取組が勤務負担軽減にどの程度効果があったかを協議し、新たな具体策の提案等を行います。協議の結果を受けて、各WGで新たな具体策を検討します。
- ② プランは、新たな取組の追加や取組の見直しを反映したものとするため、毎年度改定していきます。

参考1 中学校の目標設定

「勤務時間を除く在校時間が月平均45時間を超える人数を3割削減する」ためには、本プラン3ページの表を見てもわかるように、中学校での在校時間削減が大きな鍵となります。中学校の状況の詳細は以下のようになっています。

(中学校の勤務時間を除く在校時間の月平均の状況 2017年度)

時間	～15	～25	～35	～45	～55	～65	～75	75～
人数割合	6.9%	4.9%	6.3%	9.4%	9.2%	9.3%	11.2%	42.7%

仮に「勤務時間を除く在校時間数の月平均を10時間削減する」という目標が達成できたと仮定すると、45時間を超える人数の削減率は、

(2017年度)

(平均10時間の削減が実現できた場合)

時間	～45	45～	10時間削減		～45	45～	削減率⇒63.3/72.5
人数割合	27.5%	72.5%	→	→	36.7%	63.3%	=87.3% 1割3分

となり、3割削減という目標からは程遠いことがわかります。では、何時間の削減が実現できれば、3割削減の目標が達成できるのか、試算すると

(平均20時間削減の場合)

(平均30時間削減の場合)

時間	～45	45～	削減率 53.9/72.5	～45	45～	削減率 42.7/72.5
人数割合	46.1%	53.9%	=74.3% 2割6分	57.3%	42.7%	=58.9% 4割1分

となり、月30時間の削減ができれば目標を十分に達成できることがわかります。これは、困難なように思えますが、2017年度は部活動ガイドラインが運用されていなかったことを考慮し、その削減効果を踏まえると、

(部活動ガイドラインによる削減効果)

- ①2017年度 平日朝練も含め3時間、土日両日も4時間活動していたと仮定
1週間で 3時間×5日+4時間×2日=23時間
- ②ガイドライン 平日1日と土日のどちらかを休養日とし、平日1日2時間、土日3時間活動すると仮定
1週間で 2時間×4日+3時間×1日=11時間
- ③削減効果 ①-② 23時間-11時間=12時間
1週間で12時間の削減 ⇒ 1か月で48時間の削減が可能

実際にはこのように単純にはいきませんが、部活動ガイドラインの適正な運用により大幅な削減が望めます。本プランでは、学校種ごとの目標値は設定していませんが、すべての学校種に共通する取組で月平均10時間の削減を実現したうえで、中学校、高校では、部活動ガイドラインによる削減効果で、月20時間以上の削減も十分可能です。このことから、中学校や高校でも、「勤務時間を除く在校時間が月平均45時間を超える人数を3割削減する」という数値目標は十分達成できると考えています。

参考2 学校における取組事例

① 業務改善の推進

- ・校務分掌のスリム化。すべての分掌について、必要な業務かどうかの視点で見直す。
- ・学校行事の精選、削減。全職員がスクラップ&ビルドの視点で見直す。
- ・学校行事の準備時間や期間の短縮。放課後練習や朝練習を大幅に削減する。行事が終わった時点で提案資料の修正を行い次年度にいかす。
- ・会議、打ち合わせの効率化。校務システムを活用したデータの共有化、資料のペーパーレス化、会議終了時間の明示等。

② 地域ボランティアの活用

- ・これまで学校の業務と考えられていた業間休みや昼休みの時間の対応を保護者や地域ボランティアに依頼する。
- ・印刷や配付物の仕分けなど簡易な事務的業務を保護者や地域ボランティアに依頼し教員の業務を軽減する。

③ 部活動の負担軽減

- ・スポーツ庁および千葉市教育委員会「運動部活動ガイドライン」に則り活動方針を策定し、運動部活動の運営を適切に行う。文化部活動についても同様の基準で行う。
- ・複数顧問がいる場合、指導する日を分担する。
- ・専門性を持った顧問がない場合は、外部指導者を積極的に活用する。
- ・朝練習の内容を基礎体力作りなどに統一し、複数部活動合同で行い、顧問は曜日を決めて交替で指導するなど参加回数を減らす。

④ 教員の意識改革

- ・プランの周知を図り、プランの目標にあるように、働き方改革により、より良い教育を行うことができるという意識を教員に持たせる。
- ・ノー残業デーや閉庁時間の設定により、退勤時間を早める。
- ・教員の出退勤時間を客観的に把握し、必要に応じて指導、助言する。
- ・計画的な年次休暇や男性の育児休業取得を奨励する。また、長期休業中は連続して1週間以上の休暇取得を奨励する。
- ・目標申告やマイチャレンジシートに働き方に関する項目を入れ、目標を設定し取組む。
- ・働き方改革について地域や保護者に発信し、理解を得る。

参考3 「チーム学校」推進委員会設置要領

「チーム学校」推進委員会設置要領

(目的)

第1条 教員の負担軽減を図り、教員が授業を中心とする教育活動に専念し、子どもと向き合う時間を十分に確保できるよう総合的に検討するため、教育委員会に「チーム学校」推進委員会を置く。

(所掌事務)

第2条 「チーム学校」推進委員会は、主に以下の観点からの具体策・目標値等について議論する。

- (1) 教員とそれを支える多様な人材が連携し、チームとして学校運営に取り組む体制を着実に整えること
- (2) 教員の働き方に関する意識改革を行うとともに、業務量の見直しや進め方の効率化を図ること

(組織)

第3条 「チーム学校」推進委員会は、次の各号に掲げる職員により構成するものとする。

- (1) 教育次長
- (2) 教育総務部部長
- (3) 学校教育部長
- (4) 教育総務部総務課長
- (5) 教育総務部教育職員課長
- (6) 教育総務部教育職員課担当課長
- (7) 学校教育部学事課長
- (8) 学校教育部教育指導課長
- (9) 学校教育部教育支援課長
- (10) 学校教育部保健体育課長
- (11) 教育センター所長
- (12) 養護教育センター所長